

改正

令和5年3月23日条例第11号

蕨市公共事業評価監視委員会条例

(設置)

第1条 事業着手から一定期間が経過した市が実施する公共事業等について評価を実施するため、蕨市公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、市から提出された公共事業等の評価について審議を行い、市長に対して答申を行うこと。
- (2) 公共事業等の評価の実施状況等について、市から報告を受けること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、公平な立場にある有識者等のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮っ

て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和39年蕨市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年3月23日条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。